

米津老人保健施設

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

重要事項説明書

利用者に対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第155条、125条に基づいて、当事業者が利用者及び連帯保証人に説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	米津会
主たる事務所の所在地	西尾市桜町4-31
法人種別	医療法人
代表者の氏名	理事長 米津昌宏
電話番号	0563-54-4771
設立年月日	平成9年3月12日

2. 事業所

施設の名称	米津老人保健施設
施設の所在地	西尾市桜町4-31
事業者指定番号	2353280015
施設長の氏名	齋藤誠
電話番号	0563-54-4771
ファクシミリ番号	0563-64-0017
開設年月日	平成10年3月30日

3. 事業者があわせて実施する事業

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		定員
		指定年月日	指定番号	
施設	米津老人保健施設 ・施設入所	平成12年04月01日	2353280015	100名
居宅	・短期入所療養介護 ・介護予防短期入所療養介護	平成18年04月01日		空床利用
	・通所リハビリテーション ・介護予防通所リハビリテーション	平成12年04月01日 平成18年04月01日		40名
	特定施設入居生活介護 ・介護付有料老人ホームシルヴィー西尾 通所介護（介護予防含む）	平成21年03月01日	2373200605	40名
	・デイサービスセンターシルヴィー西尾	平成21年03月01日	2373200597	40名
地域 密着	認知症対応型共同生活介護（介護予防含む） ・グループホームシルヴィー西尾	平成12年11月28日	2373200266	18名

居宅 支援	居宅介護支援 ・米津ケアサポートセンター ・ケアプランセンターシルヴィー西尾	平成11年07月30日 平成21年03月01日	2373200019 2373200613	
予防 支援	地域包括支援センター ・西尾市地域包括支援センター鶴城	平成19年04月01日	2303200048	

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	医療法人米津会が開設する介護老人保健施設:米津老人保健施設(以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。
施設運営の方針	<p>事業所のリハビリテーション従業者等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における機能訓練を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。特に訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法等の個別リハビリテーション計画に基づきその他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。</p> <p>また、介護予防訪問リハビリテーションは、その有する能力に応じ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の計画に基づき、必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能改善、維持回復を図る者とする。</p>

5. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	員数
医師	1名以上
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1名以上

6. 営業時間

営業日	月～金(但し、1/1～1/3は除く)
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:00～17:00
サービス提供利用定員	月～金 1名以上

7. 主な職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長（管理者） 医師	正規の勤務時間帯（08:30～17:30）常勤で勤務 急変時等随時対応
リハビリ	・正規の勤務時間帯（08:30～17:30）、介護老人保健施設の他サービスと兼務勤務

* 基本的には 40 時間／週の勤務体制。

8. 通常の事業の実施地域

西尾市内（離島及び旧幡豆町は除く）安城市内（桜井町、東町、小川町、木戸町、野寺町、藤井町、城ヶ入町、根崎町、東端町、和泉町）

交通費については次の額を徴収する。

通常事業所を超えた地点から、片道 1 km 以上 1 km 超す毎に 100 円（税抜）追加

9. 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

(1) 介護保険給付によるサービス

サービスの種別	内 容
機能訓練	利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における機能訓練を行います。また、必要に応じて離床のお手伝いをします。
他事業者との連携	利用継続に必要な情報提供を各関係事業者と行います。
介護相談	ご利用者とその家族からのご相談に応じます。

※介護サービス情報の公表について

「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービス事業者に毎年 1 回、事業所に関するサービス内容等の各種の情報の公表が義務づけられ、事実確認のための調査を経て公表する仕組みです。インターネット上で情報が検索できます。

※個人情報保護について

個人情報の取り扱いには、細心の注意を払っております。詳細は館内ポスターにて掲示させて頂いております。利用前に「個人情報保護に関する同意書」を説明の上、同意を頂きます。

10. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設支援相談員までお気軽にご相談ください。また、提案箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

* 苦情等申立先

当施設ご利用相談	窓口責任者 鈴木（不在時は高野、尾崎） ご利用時間 平日 9:00～17:00（土、日、1/1～1/3は除く） ご利用方法 電話 0563-54-4771 場所 米津老人保健施設内 提案箱（通所入口に設置）
----------	---

* 苦情申立窓口

西尾市健康福祉部 長寿課 給付担当	ご利用時間	平日 9時～17時（土、日、祝日除く） ※時間外でも対応可能
	ご利用方法	電話 0563-65-2119（直通） 住所 西尾市寄住町下田22番地
安城市福祉部 高齢福祉課 介護保険係	ご利用時間	平日 9時～17時 （土、日、祝日除く）
	ご利用方法	電話 0566-76-1111 住所 安城市桜町18番23号
愛知県国民健康保険団体 連合会介護保険課	ご利用時間	平日 9時～17時 （土、日、祝日除く）
	ご利用方法	電話 052-971-4165 住所 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館南館7階愛知県国保連合会 介護福祉課内 苦情相談室

11. 事故発生時の対応

サービス提供に伴って、万が一利用者が急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合、当施設は、医師の指示において適切な処置を施し、状況に応じては、協力医療機関等の他医療機関に転送する場合があります。

* 事故が発生した場合、介護事故報告書を市町村担当窓口に提出することがあります。

12. ハラスメント防止の取り組みについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

13. 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

① 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

② 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

④ 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。役職：看護部長 氏名：神取洋江

14.感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15.業務継続に向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

16. 協力医療機関

医療機関の名称	西尾市民病院
開設者	西尾市
所在地	西尾市熊味町上泡原6番地
電話番号	0563-56-3171
病床数	372床

17. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	米津歯科医院
開設者	新美智啓
所在地	西尾市米津町久手72番地1
電話番号	0563-54-5188

19.当施設ご利用の際にご留意いただく事項

喫煙・飲酒	サービス提供中は禁煙にご協力ください。サービス利用前、又は利用時の飲酒はご遠慮下さい。
所持品の管理	自己管理をお願いします。なお、紛失、盗難等に関して当事業所は一切責任を負えませんので、ご了承ください。
現金等の管理	自己管理をお願いします。なお、紛失、盗難等に関して当事業所は一切責任を負えませんので、ご了承ください。

20.サービス利用時のリスク説明

ご利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。また、サービス利用時だけでなく、通常時でも起こりうることでありますので、十分ご留意、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ① 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ② 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
- ③ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲あっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ④ 高齢であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合があります。

21. 肖像権利用について

下記の用途により肖像権を利用することがあります。内容をご確認の上、項目ごとに同意するかどうかを選択してください。

- ・ 法人及び事業所内、ご利用者、ご家族宛ての通信等での写真使用について
(同意します ・ 同意しません)
- ・ ホームページ及び SNS 等インターネット上での写真使用について
(同意します ・ 同意しません)
- ・ 法人及び事業所外への宣伝広報、パンフレット等紙媒体での写真使用について
(同意します ・ 同意しません)